

尾北教職員労働組合
執行委員長 川崎 徹

2014年度後期要請書

日頃、教育の発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。

さまざまな教育課題の解決や私たち教職員の勤務条件の改善に向け、下記の要請事項をまとめました。内容は、尾北の3市2町に関わる要請事項となっています。該当する内容に関してよく検討され、関係機関への働きかけも含め、これらの諸課題解決のため一層のご尽力をくださいますようお願いいたします。

要請事項

- 1 小中学校全学年での30人以下学級を実現すること。
- 2 いじめや不登校といった心のケアを必要とする課題への対策として、心の相談員やスクールカウンセラーを拡充すること。
- 3 学校間競争をあおり、学びをゆがめ、児童生徒の心を傷つける「全国学力・学習状況調査」(全国学力テスト)へ参加しないこと。たとえ参加しても、市町や学校別の成績を公表しないこと。また、過去問題の練習を行うなど、点数を上げるためのテスト対策は、全国学力テストの弊害の深刻化につながるので、行わないよう指導すること。
- 4 道徳の教科化は、子どもの心のありようまで評価し、「愛国心」等の一面的な「道徳教育」の押しつけになる恐れがあるので、教科化をしないこと。また、「わたしたちの道徳」の使用を強制しないこと。
- 5 中学校での職場体験活動に関して、自衛隊の体験活動を実施している学校が見られるが、平和教育の観点及び、保護者の不安を招くことから、自衛隊を職場体験活動の対象にしないこと。また、教育委員会は、自衛隊に協力する事業への参加や後援等、保護者や地域住民から不信感を持たれるような取り組みをしないこと。
- 6 特別支援教育については、通常学級あるいは特別支援学級における支援員のさらなる拡充を進めること。また、通級指導教室を増やし、特別な支援を要する子どもにとっての教育条件の整備を進めること。また、インクルーシブ教育を進めるにあたっては、施設設備の整備や人的加配などの条件整備を図ること。
- 7 学校図書館法が改正されたことを受け、各学校ごとへの図書館司書の配置を早急に進め、図書館利用の充実を図ること。
- 8 養護教諭については、児童・生徒の健康安全を守るため、また、相談活動を充実させるためにも、複数化を拡充すること。
- 9 県教委通知「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応について」(2011・5・2)を周知徹底し、パワハラが生じないようにすること。
- 10 「指導の不適切な教員」認定制度は、教員を職場から選別排除し、教員の意欲を著しく低下させる制度であり、廃止すること。
- 11 教育委員会制度が来年度から変更実施されるが、政治が教育に介入することなく、教育委員会が、教育条件の整備や教育の条理に基づく教育行政の実現など、本来の役割をきちんと果たすこと。
- 12 時間外勤務の割り振りにについては、個人別の「勤務時間の割振変更簿」を作成し、個人の希望する日に割り振りがとりやすくなるよう改善を進めること。
- 13 普通教室・特別教室にエアコンを設置すること。特に、音楽室は、歌唱や器楽の授業の際に、近くの教室や学校近辺の地域に対する配慮で窓を閉めて行う場合もあるので、早急に設置すること。